

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区横大路西海道他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	南部区画整理事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	1,150
道路土工	式	1	地盤改良工	式	1
排水構造物工	m	329.5	舗装工	式	1
道路植栽工	本	82	構造物撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、伏見西部第五地区土地区画整理事業における道路築造を行うことにより、事業の促進及び周辺宅地の早期利用開始を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年6月	
基 準 適 用 年 月	2025年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	混合深さ：1mを超え2m以下, 固化材100m2あたり使用量：15.6t/100m2, 固化材の種類：環境負荷低減型固化材		m2	6,388	材工共	【設計内訳書(道路工事)】 【設計内訳書(整地工事)】
排水構造物工	側溝工	側溝蓋	グレーチング 蓋		枚	42,870	材工共	【設計内訳書(道路工事)】
構造物撤去工	運搬処理工	刈草処分	種別：刈草		t	22,000	処分費	管理費区分T 【設計内訳書(道路工事)】 【設計内訳書(整地工事)】
共通仮設費	技術管理費	土質試験費		簡易支持力試験 (キャスボル)	箇所	27,600	試験費	諸経費は同細別内に別途計上 【設計内訳書(整地工事)】

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削 （表土）	土質：土砂，施工方法：オープンカット，押土：無し，障害：無し，施工数量：5,000m3未満	m3	490					
掘削 （表土以外）	土質：土砂，施工方法：オープンカット，押土：無し，障害：無し，施工数量：5,000m3未満	m3	110					
土砂等運搬 （土砂仮置場へ運搬）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	600				不整地運搬車，運搬距離80m以下	
整地 （土砂仮置場）	作業区分：残土受入れ地での処理	m3	600					
路体盛土工		式	1					
路体（築堤）盛土	施工幅員：2.5m未満	m3	410					
路体（築堤）盛土	施工幅員：4.0m以上	m3	530				障害：無し	
路床盛土工		式	1					
路床盛土	施工幅員：4.0m以上	m3	1,200				障害：無し	
法面整形工		式	1					

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
法面整形(盛土部)		法面締固め:有り, 現場制約:無し	m2	660				
地盤改良工			式	1				
路床安定処理工			式	1				
安定処理		混合深さ:1mを超え2m以下, 固化材100m2あたり使用量:15.6t/100m2, 固化材の種類:環境負荷低減型固化材	m2	74				バックホウ, 構造物基礎
排水構造物工			式	1				
側溝工			式	1				
自由勾配側溝		側溝規格:自由勾配側溝(縦断用)B400×H700×L2000	m	110				
自由勾配側溝		側溝規格:自由勾配側溝(縦断用)B400×H800×L2000	m	128				
自由勾配側溝		側溝規格:自由勾配側溝(縦断用)B400×H900×L2000	m	92				
側溝蓋		コンクリート蓋	枚	295				
側溝蓋		グレーチング蓋	枚	34				
構造物撤去工			式	1				
管理地除草工			式	1				

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
除草(機械除草Ⅰ)		除草, 集草, 積込, 運搬(敷地内)	m2	2, 500				(概) 公園除草工 総合 歩掛を適用
伐採工			式	1				
支障木伐採 (幹周30cm未満)			本	13				(概)
支障木伐採 (幹周30cm以上60cm未満)			本	5				(概)
支障木伐採 (幹周60cm以上90cm未満)			本	4				(概)
支障木伐採 (幹周90cm以上120cm未満)			本	1				(概)
除根 (幹周30cm未満)			本	13				(概)
除根 (幹周30cm以上60cm未満)			本	5				(概)
除根 (幹周60cm以上90cm未満)			本	4				(概)
除根 (幹周90cm以上120cm未満)			本	1				(概)
運搬処理工			式	1				
伐採木運搬(枝葉, 幹, 根) (L=2. 5km)			t	3				(概)
刈草運搬 (L=3. 7km)		トラック2tによる運搬	台	2				(概) 公園除草工 公園 外への運搬を適用

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
伐採木処分		種別：枝葉	t	0.4				
伐採木処分		種別：幹	t	2				
伐採木処分		種別：根	t	0.9				
刈草処分		種別：刈草	t	2				
仮設工			式	1				
工事用道路工			式	1				
工事用道路		再生クッション(RC-40), 厚さ:200mm	m2	650				(概) 下層路盤(車道・ 路肩部)を準用
敷鉄板 (賃料含む) (参考数量)		鋼材規格:22×1,524×6,096(mm), 作業区分:設置・ 撤去	m2	47				(概) 供用日数:107日
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	23				
舗装			式	1				
舗装工			式	1				
アスファルト舗装工			式	1				

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クワッシュラン RC-30, 仕上り厚:150mm	m2	1,160					
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:100mm	m2	1,160					
透水性舗装工		式	1					
フィルター層	材料種類:山砂(洗い,真砂土,75 μ m通過6%以下,仕上り厚:50mm	m2	12					(概)
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生クワッシュラン RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	12					(概)
表層	材料種類:開粒度アスコン,材料規格:(13),平均幅員:1.4m以上2.4m未満,舗装厚:40mm	m2	12					(概)
縁石工		式	1					
街渠工		式	1					
現場打街渠板	I型,切下げ部(横断部)	m	8					(概)
縁石工		式	1					
歩車道境界ブロック	ブロック規格:A種,京都市80型	m	7					(概)
道路植栽工		式	1					
作業土工		式	1					

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り (植穴部以外) (参考数量)	上記以外(小規模)	m3	30				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
埋戻し (植穴部以外) (参考数量)	上記以外(小規模)	m3	30				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
土壌改良材混合 (植穴部以外) (施工費及び材料費)		m3	33				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
土砂等運搬 (小規模) (積込：バックホウ山積0.28m3)	土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	70				(概) 運搬距離：1km以下 、DID区間有り
整地	残土受入れ地での処理	m3	70				(概)
道路植栽工		式	1				
植樹 (土壌改良材無、植樹割増有)	樹木規格：高木幹周20cm以上40cm未満	本	82				(概) 土壌改良材の材料 費は別途計上
土壌改良材 (植穴部) (材料費)		m3	27				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
みやこ柚木支柱設置	二脚鳥居、添木無、防腐処理無	本	82				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
防根シート設置		m	411				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
幹巻き		本	82				(概) 植栽に係る単価の 割増(0.5%)を反映
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の55.1%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				
仮設材運搬費 (片道運搬距離:12.9km)		往復分, 仮設材等の積込み取卸し費を含む	t	8				
技術管理費			式	1				
土質試験費			式	1				内 1号 管理費区分9, 諸経 費を含む
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費 (率計上)			式	1				
共通仮設費 (率計上)			式	1				
純工事費			式	1				

設計内訳書（道路工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

設計内訳書（整地工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
基盤整備		式	1					
敷地造成工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削 （表土）	土質：土砂, 施工方法：オープンカット, 押土：無し, 障害：無し, 施工数量：5,000m3未満	m3	1,400					
土砂等運搬 （土砂仮置場へ運搬）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	1,410				不整地運搬車, 運搬距離80m以下	
整地 （土砂仮置場）	作業区分：残土受入れ地での処理	m3	1,400					
盛土工		式	1					
路体（築堤）盛土	施工幅員：4.0m以上	m3	1,100				障害：無し	
法面整形工		式	1					
法面整形（盛土部）	法面締固め：有り, 現場制約：無し	m2	260					
地盤改良工		式	1					
路床安定処理工		式	1					
安定処理	混合深さ：1mを超え2m以下, 固化材100m2あたり使用量：15.6t/100m2, 固化材の種類：環境負荷低減型固化材	m2	1,460				バックホリ, 構造物基礎	

設計内訳書（整地工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
舗装工		式	1					
歩道舗装工		式	1					
舗装復旧工		箇所	1				(概)	
植栽樹設置工		箇所	1				(概)	
構造物撤去工		式	1					
管理地除草工		式	1					
除草(機械除草Ⅰ)	除草, 集草, 積込, 運搬(敷地内)	m2	7,000				(概) 公園除草工 総合 歩掛を適用	
伐採工		式	1					
支障木伐採 (幹周30cm未満)		本	36				(概)	
支障木伐採 (幹周30cm以上60cm未満)		本	15				(概)	
支障木伐採 (幹周60cm以上90cm未満)		本	12				(概)	
支障木伐採 (幹周90cm以上120cm未満)		本	2				(概)	
除根 (幹周30cm未満)		本	36				(概)	

設計内訳書（整地工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
除根 (幹周30cm以上60cm未満)			本	15				(概)
除根 (幹周60cm以上90cm未満)			本	12				(概)
除根 (幹周90cm以上120cm未満)			本	2				(概)
運搬処理工			式	1				
伐採木運搬(枝葉, 幹, 根) (L=2. 5km)			t	9				(概)
刈草運搬 (L=3. 7km)		トラック2tによる運搬	台	7				(概) 公園除草工 公園 外への運搬を適用
伐採木処分		種別：枝葉	t	1				
伐採木処分		種別：幹	t	5				
伐採木処分		種別：根	t	3				
刈草処分		種別：刈草	t	7				
殻運搬 (L=20. 7km)		殻種別：コンクリート殻(無筋)	m3	0. 1				(概) 機械積込
殻運搬 (L=3. 2km)		殻種別：アスファルト殻	m3	0. 1				(概) 騒音対策必要
殻処分		殻種別：コンクリート殻(無筋)	m3	0. 1				

設計内訳書（整地工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
穀処分		穀種別:アスファルト穀	m3	0.1				
仮設工			式	1				
工事用道路工			式	1				
土のう (製作・設置(流用土))		大型土のう規格:耐候性大型土のう 丸型110×110 短期仮設対応1年	袋	16				(概) 設置作業半径:6m 以下
水替工			式	1				
ポンプ 設置・撤去			箇所	1				(概)
ポンプ 排水		排水量:0以上40(m3/h)未満, 排水方法:作業時排水	日	30				(概)
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	20				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の25.1%以内			式	1				(概)を参照

設計内訳書（整地工事）

工事名	伏見西部第五地区 区画道路14号線他築造工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
土質試験費		式	1				内 2号 管理費区分9, 諸経 費を含む
土壌分析	六価砒素溶出試験	箇所	1				管理費区分9
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

設計内訳書（整地工事）

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質試験費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
スクリュー貫入試験		m	3				
室内CBR用試料採取		試料	1				
締固めた土のCBR試験		試料	1				
締固めた土のコン指数試験		試料	1				
諸経費		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	土質試験費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
簡易支持力試験(キャス [°] ル)		箇所	2				
スクリューウェイト貫入試験		m	3				
締固めた土のコン指数試験		試料	1				
諸経費		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 伏見西部第五地区 区画道路 14 号線他築造工事

工事場所 京都市伏見区横大路西海道他地内

1 一般事項

第 1-1 条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 6 年 8 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 6 年 8 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第 1-2 条（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」）であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休 2 日工事」（4 週 8 休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第 1-3 条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第 1 - 4 条（前払金）

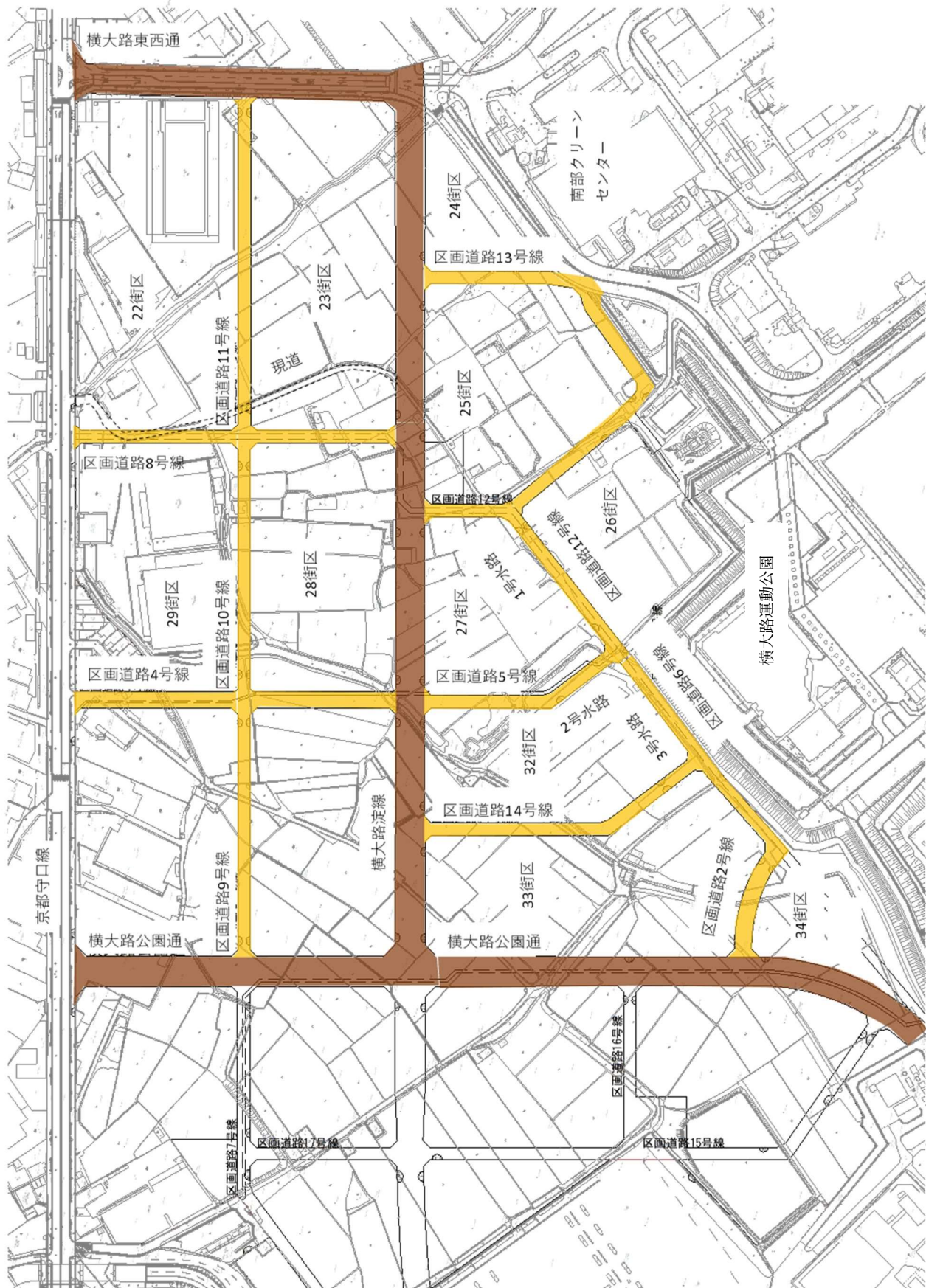
前払金は、請負代金の 4 0 %以内とし、中間前払金は、同様に 2 0 %以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第 1 - 5 条（路線名・場所名）

各資料上の 路線名・場所名		備考
	略称	
京都守口線	京守	
横大路公園通	公園通	
横大路淀線	横淀	
横大路東西通	東西通	
区画道路 2 号線	区 2	
区画道路 4 号線	区 4	
区画道路 5 号線	区 5	
区画道路 6 号線	区 6	
区画道路 8 号線	区 8	
区画道路 9 号線	区 9	
区画道路 1 0 号線	区 1 0	
区画道路 1 1 号線	区 1 1	
区画道路 1 2 号線	区 1 2	
区画道路 1 3 号線	区 1 3	
区画道路 1 4 号線	区 1 4	
1 号水路		区画道路 12 号線道路下の水路
2 号水路		区画道路 5 号線道路下の水路及び道路内の開水路
3 号水路		区画道路 6 号線道路下の水路
2 2 街区		区画道路 8 号線、区画道路 1 1 号線、京都守口線、横大路東西通に囲まれた街区
2 3 街区		区画道路 8 号線、区画道路 1 1 号線、横大路淀線、横大路東西通に囲まれた街区
2 4 街区		区画道路 1 3 号線、横大路淀線、南部クリーンセンターに囲まれた街区
2 5 街区		区画道路 1 2 号線、区画道路 1 3 号線、横大路淀線に囲まれた街区
2 6 街区		区画道路 1 2 号線、区画道路 1 3 号線、横大路運動公園に囲まれた街区
2 7 街区		区画道路 5 号線、区画道路 1 2 号線、横大路淀線に囲まれた街区

2 8 街区	区画道路 4 号線、区画道路 1 0 号線、区画道路 8 号線、横大路淀線に囲まれた街区
2 9 街区	区画道路 4 号線、区画道路 1 0 号線、区画道路 8 号線、京都守口線に囲まれた街区
3 2 街区	区画道路 1 4 号線、区画道路 5 号線、区画道路 6 号線、横大路淀線に囲まれた街区
3 3 街区	区画道路 1 4 号線、区画道路 6 号線、区画道路 2 号線、横大路淀線、横大路公園通に囲まれた街区
3 4 街区	区画道路 2 号線、横大路公園通に囲まれた街区



2 現場条件に関する事項

第2-1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事に先立ち現地調査を行い、本工事内容を正確に把握すること。その上で、設計図書の照査を行い、施工計画書等を作成した上で、事前に監督職員に提出すること。
- 2 施工箇所の確認のため、事前に監督職員と現場立会いを行うこと。また、立会い時に確認した内容については工事打合簿で提出すること。
- 3 揚重機などの作業においては、地耐力の確認を行い、安全を確認したうえで、設置の計画を立てること。地盤の改良等が必要とされた場合は、監督職員と協議すること。
- 4 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、日時等に関する事項については、請負者独自で判断せず、必ず監督職員に報告し確認を受けること。また、地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 工事用車両の通行は、幹線道路を使用することを原則とし、生活道路や細街路を抜け道として使用しないこと。また、住宅地付近を走行する際は、騒音、振動を最小限にするよう最徐行を徹底すること。
- 6 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。また、監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 7 請負契約締結後直ちに監督職員に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 8 請負者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ速やかに工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を作成し、工事打合せ簿で提出する。また、工事着手の1週間前までに工事箇所の周辺住民に周知すること。
- 9 官公庁の休日に作業を行う場合は、事前にその理由を打合簿により監督職員に提出すること。
- 10 着工以後は週間工程表を前週の木曜日17時までに監督職員へ提出すること。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。メールによるデータ送信も可とする。
- 11 本工事の施工に伴い、占用企業者等との調整が必要になった場合は、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 12 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合には直ちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時等についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 13 施工中に工事関係者が社会規範を逸脱する行為を起こさないよう、「請負者が従事している工事は公共事業であり、社会規範を逸脱する行為を行わないこと。」を本工事従事者全員に周知徹底すること。
- 14 本工事において、民有および官有の施設物件を破損した場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。
- 15 本特記仕様書等に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示に従うこと。
- 16 当該箇所の周辺は農耕地であり近傍に建物などの遮るものがないため、施工時の粉塵等には

十分注意するとともに、必要に応じて散水等の対策を講じること。

- 17 建設副産物の搬出にあたっては、その種類・日時・経路・交通誘導警備員の配置計画を予め監督職員と協議すること。

- 18 本工事は日本中央競馬会の寄付金を財源として施工するため、「この工事は、日本中央競馬会の寄付金を財源として施工しております。」という文面を工事標示板下端に記載すること。

なお、工事標示板は、第三者からよく見える位置に設置し、設置状況のわかる写真を撮ること。

- 19 本工事が各種調査、監査、検査の対象工事となった場合、受注者は関係書類を発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- 20 本工事の工事場所に近接する関連工事については以下のとおりであるため、緊密な連絡調整を行うこと。

工 事 名	時 期 (予 定)	発注者
(総合評価)伏見西部第五地区 区画道路 11 号線他築造工事	(施工中) 令和 9 年 3 月まで	京都市建設局 都市整備部
(総合評価)伏見西部第五地区 区画道路 12 号線他築造工事	(施工中) 令和 8 年 9 月まで	南部区画整理事務所
伏見西部第五地区 1 号水路他整備工事(その 2)	(施工中) 令和 8 年 8 月頃まで	
電柱移設工事(区画道路 14 号線)	(予定) 令和 7 年 11 月から 令和 7 年 12 月まで	建柱企業者
下水管敷設工事(区画道路 12 号線)(仮称)	(予定) 令和 8 年 1 月から 令和 8 年 3 月まで	京都市 上下水道局下水道部

- 21 仮設材の想定している供用日数等は以下のとおりである。また、1 現場での使用回数は 1 回として計上している。

仮設材の種類	想定供用日数	その他
敷鉄板 (22×1,524×6,096)	107 日	継続工事：無、整備費：有

※「仮設材運搬費」は、片道運搬距離：12.9 km、仮設材等の積込み取卸し費を含むものとする。

- 22 仮設材運搬費では、敷鉄板の重量を計上している。

- 23 自由勾配側溝の施工に当たり、事前に監督員立会いの下、現地確認を行ったうえで、割付の承認図を提出することとする。側溝や蓋について、現場打ち対応等が必要な箇所が生じた場合は、監督員と協議する。なお、設計変更の対象とする。

- 24 安定処理施工に当たり、施工前に監督員立会のもと、試掘を行い、改良範囲・改良幅・混合深さの確認を実施すること。また、試験を実施し、添加量を定めることとする。確認及び試験の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- 25 支障木伐採・除根の設計数量については、着手前に本数や規格について調査を行い、監督職員と協議すること。調査の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- 26 除草の設計数量については、調査時点の草の繁茂状況に基づき決定している。着手前に草の繁茂状況について調査を行い、監督職員と協議すること。調査の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- 27 設計内訳書(道路工事)における「土質試験費」、設計内訳書(整地工事)における「土質試験費」の諸経費は、「設計業務等標準積算基準書(令和6年度版)の第2編 地質調査業務」に基づき、算出している。
- 28 その他については、監督職員の指示に従うこと。

第2-2条 (事前準備)

- 1 受注者は、工事着手前に発注者が確保している工事用地等について、監督職員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行うとともに、施工範囲の外周境界を旗等により表示し、監督職員の確認を受けなければならない。なお、工事施工上、既設及び新設の境界杭が支障となり紛失等の恐れがある場合については、控杭を設置しなければならない。
- 2 受注者は、本工事の施工に先立ち、施工区域外からの水の流入を防ぐとともに、施工時にはなるべく乾燥した状態を目標に施工するものとする。

第2-3条 (施工時間)

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時(休憩時間を含む)とし、時間外作業が想定される場合は事前に監督職員の承認を受け、影響のある周辺住民等へ周知すること。

関係機関との協議結果により施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2-4条 (工程)

- 1 本工事工期内には、区画道路12号線等を施工する工事(以下、本設計図書において「先発工事」)が施工中である。本工事契約後は、注意事項の引継ぎ等を含め、関係工事請負業者と念入りに調整を行うこととする。
- 2 契約期間中に、区画道路14号線に干渉する位置の電柱移設工事を予定しているため、建柱企業者と工程等の調整を行うこととする。

第2-5条 (交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
横大路公園通 横大路淀線 横大路東西通	約1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

※交通誘導員の配置は、流用土の搬入、廃棄物の運搬、自由勾配側溝等の搬入、舗装工、道路植栽工の際に限る。

第2-6条 (使用材料等)

- 1 安定処理等に用いる材料は、下表のとおりである。使用する固化材料や安定処理に係る添加量については、施工前に配合試験を行い、監督職員と協議すること。固化材の種類や添加量の変更について

は、監督職員との協議を踏まえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

六価クロム溶出量試験については、第3－5条による。

種別・細別	材料	添加量	備考（条件等）
路床安定処理工 安定処理	環境負荷低減型 固化材 （高含水有機土質用） フレコン 1 t パック	130kg/m ³	H=1.2m (qc=400kN/m ² 以上)

3 監督職員の確認に関する事項

第3－1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 （JIS I 類、JIS II 類含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
地盤改良工 路床安定処理工	安定処理	固化材
排水構造物工 側溝工	自由勾配側溝	自由勾配側溝
排水構造物工 側溝工	側溝蓋	コンクリート蓋
排水構造物工 側溝工	側溝蓋	グレーチング 蓋

仮設工 工事用通路工	土のう	大型土のう
道路植栽工 道路植栽工	植樹	サルスベリ
道路植栽工 道路植栽工	土壌改良材	土壌改良材
道路植栽工 道路植栽工	みやこ杉木支柱設置	みやこ杉木二脚鳥居支柱用丸太 みやこ杉木二脚鳥居支柱用丸太杭
道路植栽工 道路植栽工	防根シート設置	防根シート
道路植栽工 道路植栽工	幹巻き	植木テープ

第3-2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3-3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
道路土工(掘削工)		土（岩）質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		プルーフローリング実施時
安定処理工	安定処理	処理完了時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
地盤改良工 路床安定処理工	安定処理	改良厚 固化材混合状況
排水構造物工 側溝工	自由勾配側溝	基準高（水路底）
道路植栽工 道路植栽工	植樹	植穴径・深さ、土壌改良の配合及び攪拌状況

第3-4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
工事範囲の境界確認	本工事施工範囲は区画整理に伴う換地の境界線と一部一致することから、測量業務委託において設置する予定の各地点との整合性を、現地で監督職員と立会い、工事範囲について確認すること。
企業者の地下埋設物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知機による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

第3-5条（六価クロム溶出試験）

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、土壤環境基準（検液1ℓにつき0.05mg以下であること）への適合を確認するため、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づく試験を実施し、試験結果を提出すること。

試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>に掲載）の試験方法1による。

また、土質条件等により試験方法及び検体数等に変更が生じた場合は、監督職員と協議して対応するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象及び検体数については下表のとおりとする。

種別・細別	試験実施時期	検体数
路床安定処理工 安定処理	配合設計段階	1 検体

第3-6条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

【設計内訳書(道路工事)】

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、頻度 等	備 考
地盤改良工 (安定処理)	地盤調査 (施工前)	スクリューウェイト貫 入試験	規格値：別途指示する 3m(1箇所×3m)	実施個所につ いては別 途指示す る。
道路土工 (路床盛土工)	流用土等 材料試験	締固めた土の CBR 試験	規格値：設計 CBR6%以上 1 試料 (室内 CBR 用試料採取も含 む)	実施個所につ いては別 途指示す る。
地盤改良工 (安定処理)	地盤調査 (施工前)	締固めた土の コン指数試験	規格値：別途指示する 1 試料	実施個所につ いては別 途指示す る。

【設計内訳書(整地工事)】

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、頻度 等	備 考
地盤改良工 (安定処理)	地 盤 調 査 (完了後)	簡易支持力試験 (キャスポール)	規格値：別途指示する 2 箇所	実施個所につ いては別 途指示す る。
地盤改良工 (安定処理)	地盤調査 (施工前)	スクリューウェイト貫入 試験	規格値：別途指示する 3m(1箇所×3m)	実施個所につ いては別 途指示す る。
地盤改良工 (安定処理)	地盤調査 (施工前)	締固めた土のコン 指数試験	規格値：別途指示する 1 試料	実施個所につ いては別 途指示す る。

4 建設副産物に関する事項

第4－1条（建設発生土の利用）

本工事に使用する盛土材については、下記の工事からの建設発生土を使用するものとする。

当該建設発生土の運搬は、下記工事の受注者が行うので、施工に際しては運搬場所・時期等について下記工事の受注者と十分に調整を図るものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

工 事 名	鴨川広域河川改修（加速化１級・防災安全）工事
工 期	令和７年８月１日から令和８年３月２５日まで
工 事 場 所	京都市伏見区下鳥羽前田町他地内
発 注 者	京都府京都土木事務所
搬 入 時 期	令和７年１１月～令和８年２年（予定）

なお、建設発生土の品質試験は上記工事が実施するが、路床盛土に使用する際の設計 CBR 試験は本工事で実施することとする。

第４－２条（建設副産物の適正処理）

１ 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成２３年４月１日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成１６年４月１日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48-1	設計運搬距離 L = 20.7 km
アスファルト塊 （掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林 18-1	設計運搬距離 L = 3.2 km
建設発生木材 （枝葉・幹・根）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第 45-1-2 号地	設計運搬距離 L = 2.5 km
建設発生木材 （刈草）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区表町 590-1	設計運搬距離 L = 3.7 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設発生土については、下記に示す受入場所へ搬出すること。また、搬出する際の運搬距離についても、下記の条件を準用すること。

発生場所	建設副産物	受入場所	備 考
区画道路 14 号線 【道路工事】	建設発生土 (表土) (表土以外)	土砂仮置場(32 街区)	設計運搬距離 80m 以下(不整地運搬車による運搬)
横大路公園通 横大路淀線① 横大路淀線② 横大路東西通 【道路工事】	建設発生土 (植栽床掘土 砂)	土砂仮置場(32 街区)	設計運搬距離 1 km以下(DID 区間有り) (ダンプトラックによる運搬)
32 街区等 【整地工事】	建設発生土 (表土)	土砂仮置場(32 街区)	設計運搬距離 80m 以下(不整地運搬車による運搬)

第 4－3 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 1 7 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第5-1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の40日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第5-2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第5－3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5－4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第５－５条（植栽工事における植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね２／３以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね１／３以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から１年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。

サルスベリ

5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
道路植栽工	作業土工	床掘り	植穴部以外
道路植栽工	作業土工	埋戻し	植穴部以外
道路植栽工	作業土工	土壌改良材混合	植穴部以外、施工費及び材料費
道路植栽工	道路植栽工	植樹	
道路植栽工	道路植栽工	土壌改良材	植穴部、材料費
道路植栽工	道路植栽工	みやこ杉木支柱設置	
道路植栽工	道路植栽工	防根シート設置	
道路植栽工	道路植栽工	幹巻き	

位置図

